

健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画 の推進に係る専門部会の設置について

1 健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画

現在、令和6年度から令和17年度までを計画期間とする「健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画」を策定しております。本計画策定後は、計画に定める各種事業を着実に推進するため、医療関係団体、健康関連団体、行政など健康づくりに関わっているそれぞれの主体が連携を図るとともに、毎年度、取組ごとに設定した指標の改善状況等を把握し、進捗評価をすることが大変重要であると考えております。

大津市保健所条例第7条第1項において、「専門の事項を審議させるため必要があるときは、協議会の意見を聴いて、協議会に専門部会を置くことができる」と規定されていることから、計画の推進及び進捗評価に関する事項の審議を行うための専門部会を設置するものです。

2 専門部会の概要

(1) 専門部会の名称

健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画専門部会

(2) 専門部会の設置期間

専門部会の設置期間は、令和6年7月1日から令和18年3月31日まで（予定）とします。

(3) 専門部会の委員構成

委員10人以内

専門部会の委員は、大津市保健所条例第7条第2項の規定により、大津市保健所運営協議会の委員及び学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱します。

委員構成については、本計画の策定に携わっていただいた団体様等へ別表のとおりご依頼させていただく方針です。

3 根拠法令

大津市保健所条例第7条第1項

別表 健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画専門部会委員（案）

連番	区分	委員依頼予定団体等
1	協議会の委員	大津市医師会
2		大津市歯科医師会
3		大津市薬剤師会
4		大津市健康推進連絡協議会
5		大津市食品衛生協会
6	学識経験者	栄養関係
7		公衆衛生関係
8	適当と認める委員	滋賀県栄養士会
9		滋賀県健康医療福祉部
10		市民代表

